

内閣の解釈変更と議院内閣制等との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿

内閣の解釈変更と議院内閣制等との関係に関する質問主意書

一 一般論として、ある憲法の条文について、憲法制定以来、議院内閣制の下で歴代政府が繰り返し一貫して明らかにしてきた憲法解釈に対して、事前に国会で最終的な解釈変更案について一度も審議を行うことなく国会閉会中に閣議決定だけで内閣がその解釈の変更を行うことは、議院内閣制及びそれが立脚する国民主権の趣旨に照らし適当と言えるのか、安倍内閣の見解を示されたい。

二 前記一において、当該憲法解釈の変更が、歴代政府の解釈に対して論理的整合性を逸脱し、法的安定性を損ねるような解釈変更であった場合はどうか。

右質問する。

